

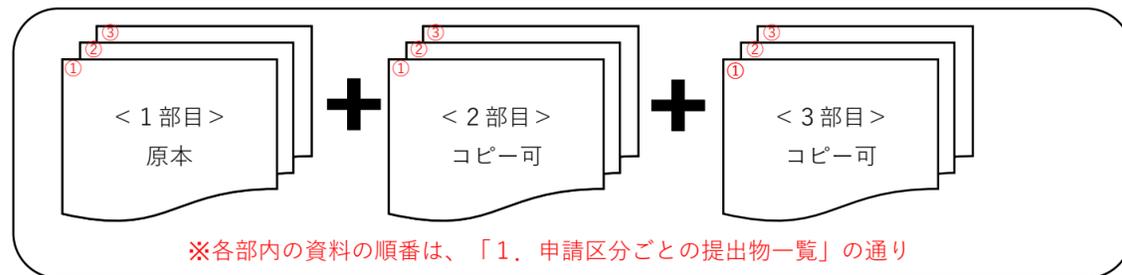
1. 申請区分ごとの提出物一覧

	様式名など		申請区分ごとの必要な書類となるように、○数字の順に原本を綴じてください			提出方法		留意点
			新規	継続	解除	原本	電媒	
1	【様式第1号】	新規指定申請書	①			○		
2	【様式第2号】	継続指定申請書		①		○		別添2の告示に記載の「製品名」とすること
3	【様式第3号】	指定解除申請書			①	○		別添2の告示に記載の「製品名」とすること
4	【様式第4号】	新規申請物品の説明資料	②			○	○	
5	-	登記簿謄本	③	②※		○		3ヶ月以内に取得したもの 申請書（申請製品）ごとに各1部添付（1部原本、残りコピー可）すること ※継続申請については、販売元の名称・住所に変更がある場合のみ提出すること
6	-	指定を希望する製品カタログ	④			○		該当箇所に付箋を添付すること
7	-	取扱説明書	⑤			○		
8	-	その他新規指定を希望する製品の説明資料	⑥※			○		※必要に応じて
9	-	指定を希望する製品の申請時点での最新のカタログ		③		○		変更がない場合も「9」「10」それぞれを必ず提出すること
10	-	令和4年度指定時の製品カタログ		④		○		時点がわかるように付箋等を添付すること
11	-	令和4年度指定時と今回申請時の製品仕様比較表		⑤		○		様式は任意 変更がある場合は、カタログに変更箇所を付箋添付すること 変更がない場合は、製品仕様比較表に「変更なし」と明記すること
12	【様式第5号】	指定申請一覧	○	○	○		○	継続および解除は、告示掲載順に記載すること

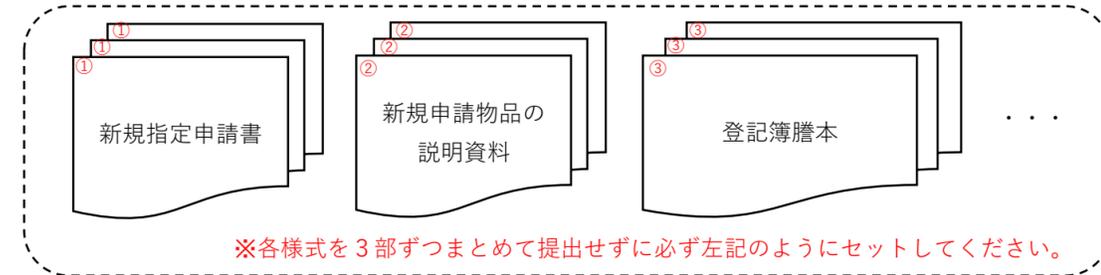
2. 提出方法

(1) 原本（郵送）

- A ・ 申請製品毎に上記の必要書類を3部（1部は原本、残り2部はコピー可）を1セットした状態とすること
- ・ 各部は、クリップ等でまとめること
- （3部セットのイメージ）



※良くない例



- B ・ 申請区分ごとにセットをまとめること（新規申請束・継続申請束・解除申請束）
- ・ 複数申請がある場合は、各申請セット内の製品の順番は、継続および解除は告示掲載順とすること

(2) 電子媒体（メール）

- ・ 様式第4号と様式第5号は電子媒体でも提出すること